

収入要件早見表

算定対象

○税引前の稼得収入

- ・賃金
賞与
※通勤手当は算定対象外
- ・事業収入（経費を差し引いた控除後の額）
原稿料
ネットオークションで得た収入（事業として行っている場合に限る）
※事業収入赤字は0円
- ・役員報酬
- ・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額）
家賃収入

○税引前の収入全般

- ・失業等給付（国家公務員法退職手当法等の規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む）
- ・各種年金
国民年金
国民年金基金
厚生年金
厚生年金基金
共済年金
障害補償年金、遺族補償年金（労災保険）
- ・年金生活者支援給付金
- ・特別障害給付金
- ・軍人恩給
- ・その他
仕送り（同居配偶者等以外）
養育費（右記以外）
婚姻費用分担金
慰謝料（継続的なもの）
障害補償費（公害健康被害の補償等に関する法律）
健康保険傷病手当金
ボランティアで得た収入（交通費分は除く。）

算定対象外

○特定の目的のために支給される手当・給付

- ・児童扶養手当
- ・公的年金における子の加算額
- ・特別児童扶養手当
- ・特別障害者手当
- ・児童手当
- ・里親に支給される手当等
- ・奨学金（貸与型・給付型は問わない）
- ・児童育成手当（自治体独自の手当）
- ・養育費（裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という「特定の用途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合）

○職業訓練受講給付金

○各種保険金の受取 等

- ・生命保険（配当金含む）
- ・損害保険
- ・学資保険
- ・産科医療補償制度において受け取る補償金等

○一時的な収入

- ・慰謝料（一括で支払われるもの）
- ・仮払金（裁判所の賃金仮払い仮処分によるもの）
- ・通常短期間支給される手当・給付
休業補償給付、療養補償給付（労災保険）
- ・義援金
- ・配当金
- ・株式等の売却益
- ・退職金
- ・未支給年金
- ・ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合）

○雇用継続給付（高齢・育児・介護）

○原則 22 歳以下かつ就学中の子の収入

○給与等に含まれる通勤手当